平成２３年（フ）第５２３号
鹿児島県鹿児島市永吉２丁目29番５号　リバーロードマンション406号
債務者　川路　直也
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉利　尚大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１０４８号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番22―307号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園４丁目１番58―106号
債務者　河原　博子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５３号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第13地割53番地１
債務者　中野　昭雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第２２６号
山形県西村山郡大江町大字藤田264番地の３
債務者　大谷真由美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４３号
山形市平久保16番地２
債務者　三宅　未沙
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
群馬県太田市新田木崎町1693番地15
債務者　出島　次雄
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２５４号
群馬県太田市新田木崎町1693番地15
債務者　出島美智子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６４号
群馬県太田市新井町570番地10　レオパレスＡ・Ｔ・Ｈ―207号
債務者　加賀美　仁
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６７号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩3302番地の３
債務者　佐藤　輝子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５７６号
埼玉県春日部市米島1133番地26
債務者　桑島　和恵
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
埼玉県川越市大字藤間1139番地39
債務者　岩倉　真理
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８０８号
埼玉県坂戸市泉町６番17号　第２花泉ハイツ204号室、前住所埼玉県東松山市若松町１丁目13番30号　レグザ東松山201号
債務者　仲田　一洋
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８２５号
埼玉県川越市大字大袋新田874番地１　レクセル南大塚405号室
債務者　相澤壽美子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８３７号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区８棟202号、前住所埼玉県日高市大字中鹿山446番地92
債務者　宮口　　実
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５７号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目20番地29
債務者　杉沢　正逸
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７１号
埼玉県川越市大字下広谷487番地１　グリーン56―103号室
債務者　春山千代子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７４号
埼玉県入間市宮寺1508番地３
債務者　知念　郁恵（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部